

令和8年第5回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和8年4月21日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場4階 議会第3・第4会議室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第5号報告 島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について

第3 第6号報告 教育長に対する事務委任規則の一部改正の臨時代理について

第4 第7号報告 島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正の臨時代理について

第 5 号 報 告

島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する
規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理に
ついて

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 8 年 4 月 2 1 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 6 号

島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の
一部を改正する規則の一部を改正する規則

島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部
を改正する規則（令和 7 年島本町教育委員会規則第 1 号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における
この規則による改正後の別表の規定の適用については、同表中

「

2, 6 5 0 円
3, 0 3 0 円
3, 7 0 0 円
4, 2 3 0 円
5, 5 0 0 円

」

とあるのは、

「

2, 6 2 0 円
3, 0 0 0 円
3, 6 7 0 円
4, 1 9 0 円
5, 4 5 0 円

」

とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 号報告資料

島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する
規則の一部改正の臨時代理について

1 提案理由

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、
所要の改正を行う必要があったことから、臨時代理するもの。

2 報告の概要

地域手当相当額の支給割合について、段階的引上げに係る経過措置として、
令和 8 年度中は 1 0 0 分の 1 1 とし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1
日までの間における経過措置を設定するもの。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行										
<p>附 則 〔経過措置〕</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の別表の規定の適用については、同表中</u></p> <p>「</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">2, 6 5 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3, 0 3 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3, 7 0 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4, 2 3 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5, 5 0 0円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">とあるのは、</p> <p>」</p> <hr/> <p>「</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">2, 6 2 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3, 0 0 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3, 6 7 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4, 1 9 0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5, 4 5 0円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">とする。</p> <p>」</p>	2, 6 5 0円	3, 0 3 0円	3, 7 0 0円	4, 2 3 0円	5, 5 0 0円	2, 6 2 0円	3, 0 0 0円	3, 6 7 0円	4, 1 9 0円	5, 4 5 0円	<p>附 則 〔経過措置〕</p> <p>3 略</p>
2, 6 5 0円											
3, 0 3 0円											
3, 7 0 0円											
4, 2 3 0円											
5, 5 0 0円											
2, 6 2 0円											
3, 0 0 0円											
3, 6 7 0円											
4, 1 9 0円											
5, 4 5 0円											

第 6 号報告

教育長に対する事務委任規則の一部改正の臨時代理
について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 8 年 4 月 2 1 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 8 号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第15号中「、奨学生選定委員会委員」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第 6 号報告資料

教育長に対する事務委任規則の一部改正の臨時代理について

1 提案理由

島本町奨学資金条例廃止に伴い、所要の改正を行う必要があったことから、臨時代理したもの。

2 報告の概要

「奨学生選定委員会委員」の削除するもの（第 1 条第 1 項第 1 5 号）。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 社会教育委員_____、文化財保護審議会委員、子ども・子育て会議委員、小・中学校結核対策委員会委員、小・中学校教科用図書選定委員会委員、特別支援委員会委員、いじめ等対策委員会委員、スポーツ推進委員、学校運営協議会委員及び新体育館等整備基本計画策定委員会委員の委嘱及び解嘱並びに任命及び解任に関すること。</p> <p>(16)～(21) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 社会教育委員、<u>奨学生選定委員会委員</u>、文化財保護審議会委員、子ども・子育て会議委員、小・中学校結核対策委員会委員、小・中学校教科用図書選定委員会委員、特別支援委員会委員、いじめ等対策委員会委員、スポーツ推進委員、学校運営協議会委員及び新体育館等整備基本計画策定委員会委員の委嘱及び解嘱並びに任命及び解任に関すること。</p> <p>(16)～(21) 略</p> <p>2 略</p>

第 7 号報告

島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正の
臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規
則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しま
したので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 8 年 4 月 2 1 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 7 号

島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則（平成14年島本町教育委員会規則第
3号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（旅費の支給）」に改め、同条中「実費
弁償」を「旅費の支給」に、「証人等の費用弁償に関する条例
（昭和45年島本町条例第28号）」を「島本町職員等旅費条例
（令和8年島本町条例第5号）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第 7 号報告資料

島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正の臨時代理について

1 提案理由

証人等の費用弁償に関する条例の全部改正及び島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の規定を踏まえ、公務災害補償の実施のために出頭を命じた者に対し支給する費用について整理するため、所要の改正を行う必要があったことから、臨時代理したもの。

2 報告の概要

証人等の費用弁償に関する条例の全部改正を踏まえ、「証人等の費用弁償に関する条例の定めるところによる」を「島本町職員等旅費条例」へ改正し、また、併せて「実費弁償」から「旅費の支給」へ改正するもの。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(旅費の支給)</u> 第15条 条例第5条の規定により出頭した者に対する<u>旅費の支給</u>については、<u>島本町職員等旅費条例（令和8年島本町条例第5号）</u>の定めるところによる。</p>	<p><u>(実費弁償)</u> 第15条 条例第5条の規定により出頭した者に対する<u>実費弁償</u>については、<u>証人等の費用弁償に関する条例（昭和45年島本町条例第28号）</u>の定めるところによる。</p>